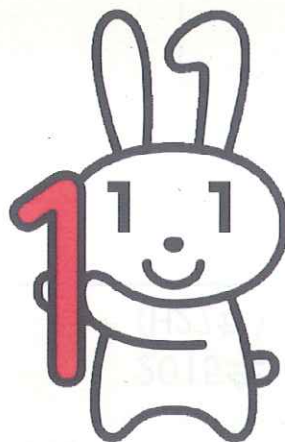


マイナンバー

社会保障・税番号制度

民間事業者の対応

平成27年2月版



愛称：マイナちゃん

内閣官房・内閣府
特定個人情報保護委員会
総務省・国税庁・厚生労働省

民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です。



2015年
(H27年)

(10月)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)

制度

個人番号の通知
法人番号の
通知・公表

個人番号カードの交付

個人番号の利用開始

マイポータル
運用開始

事業者の対応

制度開始に向けた準備
(社内規程の見直し、システム対応、
安全管理措置 等)

従業員の個人番号カード
交付申請取りまとめが可能

【番号の取得・本人確認、調書の作成など
早期に番号が必要となる場面の例】
・年始に雇う短期アルバイトへの報酬
・講演・原稿作成等での外部有識者等への報酬
・3月の退職
・4月の新規採用
・中途退職

従業員等の
番号取得
開始可能

申請書・申告書・調書等
順次番号記載開始
(※厚生年金・健康保険は、
平成29年1月～)

従業員研修等

民間事業者も、税や社会保障の手続で、 マイナンバーを取り扱います。



国民



従業員や
その扶養家族

個人番号
1234

個人番号の提示



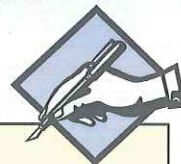
金融機関の顧客
原稿の執筆者など

民間事業者

源泉徴収票や
支払調書の作成



各種法定調書や被保険者
資格取得届等に**個人番号**
を記載し、行政機関等に
提出します。



支払調書
(イメージ)

支払を
受ける者 **個人番号** 1234
氏 名 番号 太郎

被保険者資格取得届
(イメージ)

個人 番号	被保険者 氏名	資格取得 年月日
5678 ..	難波 一郎	25.4.1
9876 ..	難波 花子	25.4.1

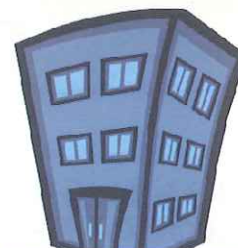
健康保険、厚生
年金、雇用保険
の被保険者資格
取得届の作成

法律で定められた事務以外で
マイナンバーを利用することは出来ません。

行政機関

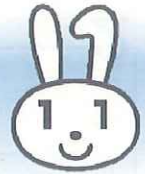


税務署
市区町村



年金事務所
健康保険組合
ハローワーク

税務関係の申告書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（略）

※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加
- 法定調書等については、主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載
- これ以外にも、例えば、
 - ・ 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
 - ・ 生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ

従業員や金銭等の
支払を受ける者



個人番号
1234 - - - -

民間事業者は、個人番号関係事務実施者として金銭等の支払を受ける者の番号の提示を受ける

民間事業者



申告書

支払
調書

支払
報告書

申告書等に民間事業者
の番号を記載して提出

税務署

地方団体



源泉徴収票（支払報告書）・支払調書
等に支払を受ける者等の番号及び民
間事業者の番号を記載して提出

(例) 番号制度導入前

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書						
支 払 き 受 け る 者	住所〔居所〕 又は所在地					
	氏名又は称					
	区 分	部 目	支 払 金 額		源泉徴収税額	
			内	外	内	外
(補註)						
支 払 寄	住所〔居所〕 又は所在地					
	氏名又は称					

(電印)

[illegible]

- 源泉所得税、個人住民税に関する事務での取扱い（給与等の支払者等が提出を受ける書類の主な変更点）

- 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」については、給与所得者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号の記載が必要となります。
- また、この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、給与等の支払者の個人番号又は法人番号をその申告書に付記する必要があります。
- 給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者が個人番号を記載する書類は、ほかにも以下のものなどがあります。
- 「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
- （注）これらの申告書についても、提出を受けた給与等の支払者等は、その申告書に給与等の支払者等の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・ マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（※）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・ 源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・ マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・ 本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。



マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。



個人番号の確認

身元(実在)の確認



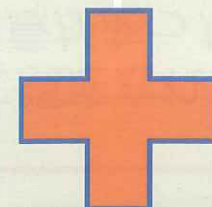
個人番号カード



通知
カード

or

住民票
(番号付き)



運転
免許証

or

パス
ポート

等

等

※ 上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認



等

※ 上記が困難な場合は、健康保険の
被保険者証と年金手帳などの2以上
の書類の提示

※ 雇用関係にあるなど、人違いでない
ことが明らかと個人番号利用事務実
施者が認めるときは、身元(実存)確
認書類は要しない

等

マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

○マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。本人の同意があったとしても、利用目的を超えて利用することはできません。※例：マイナンバーを社員番号に利用することはできません。

【マイナンバーの提供の要求】

○社会保障及び税に関する事務書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。



【安全管理措置】

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



法人にも法人番号（13桁）が指定され、 個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

指定

- ・国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
- ・これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができます。

会社や国の機関等については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されます。



ポイント！

1 法人に
1 番号のみ

通知

- ・平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付を開始する予定です。

〒XXX-XXXX
東京都千代田区豊田1-1-1
株式会社 OOO 様へ



ポイント！

登記上の所在地に
通知書をお届け

公表

- ・法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネットを通じて公表します。

WWW



ポイント！

法人番号はどなたでも
自由に利用可能